

お客さま 各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (特殊詐欺被害の未然防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、振り込め詐欺の被害が多発しております。特に、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、現金を振り込ませる「振り込め詐欺、還付金詐欺」が急増しております。

当金庫では、兵庫県警等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請を踏まえ、下記のとおりキャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 対応の内容

次のお客さまの口座は、キャッシュカードによるATMでの振込ができなくなります。(振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

(1) 対象となる口座

平成29年7月31日以降の毎月、月末時点において次の項目に該当する口座が対象となります。

- ① 満70歳以上のお客さまのキャッシュカード保有口座
- ② ATM(他金融機関利用を含む)で過去3年間、キャッシュカードによるATM振込をされていない口座

(注)上記の①および②の条件を同時に満たす口座が対象となります。

ただし、満70歳以上で口座開設日より3年間経過していない口座についても、ATMでの振込実績がなければ対象となります。

(2) 対応開始日

平成29年8月21日(月)

2. 上記のお客さまがキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し付けください。ご本人様確認のうえ、振込できるよう変更させていただきます。

【ご持参いただくもの】 本人確認書類、キャッシュカード

3. キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は、従来どおり可能です。

以上